

熊本市土木工事における快適トイレ設置試行要領

(目的)

第1条 建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、男女が快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 熊本市が発注する全ての土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）及び港湾工事（港湾請負工事積算基準に基づく工事）を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) その他、発注者が現場条件や工事内容等を踏まえ、対象工事とすることが適当でないと判断した工事

(快適トイレの仕様)

第3条 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、女性が現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

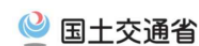
(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

(参考) 快適トイレの標準仕様イメージ (国土交通省資料)

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

快適トイレの標準仕様イメージ



1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

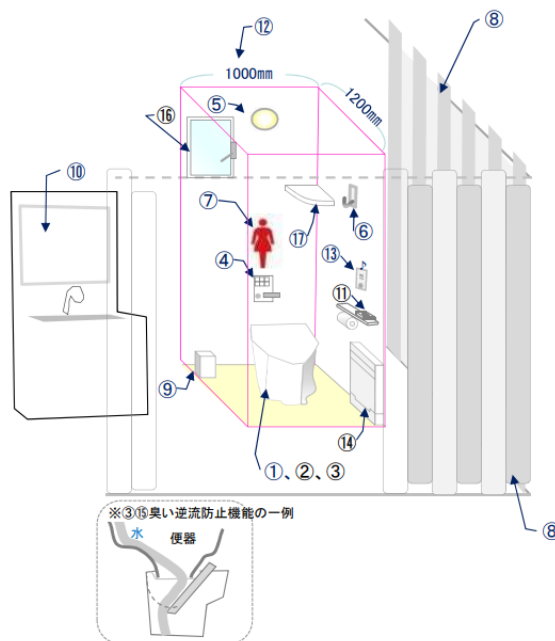
2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

<イメージ図>



(実施方法)

第4条

【発注時】

- (1) 発注者は、当該工事が「快適トイレ」設置対象工事である旨を特記仕様書に明記するものとする。
なお、本要領は、設置対象工事において受注者が快適トイレの設置を希望して協議を行う場合に適用されるが、発注者が他の方法により快適トイレの設置を指定して工事を発注することを妨げるものではない。

【実施工事の契約後から竣工まで】

- (2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、工事着手前に、工事打合せ簿により監督員に快適トイレ設置を希望する旨の協議を行うこととする。なお、設置基数は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。
- (3) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施行することができる。
- (4) 受注者は、快適トイレを設置する前に「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを確認する。
- (6) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合せ簿に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。

- (7) 監督員は、設置された快適トイレについて、現場または机上にて「快適トイレチェックシート」により確認を行う。
- (8) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積書を監督員に提出するものとする。
- (9) 監督員は、提出された見積書をもとに、「(1) 快適トイレに求める機能 ①～⑥」及び「(2) 付属品として備えるもの ⑦～⑪」の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。（積算方法は第5条による。）

（積算方法）

第5条

- (1) 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終変更時において費用を計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、協議により決定した基数分を計上するものとする。
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円／基・月（従来品）を除いた額
- (3) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (4) 計上の対象期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は「日」とする。
- (5) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- (6) 積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (7) 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。
- (8) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

〈具体的な計上方法例〉

- ① 実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合（積算上の差額60,000 円）
→積算で計上する費用：57,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合（積算上の差額30,000 円）
→積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
ハウス型（入口2つ）100,000 円／基・月の場合（積算上の差額90,000 円）
→積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
ハウス型（入口2つ）200,000 円／基・月の場合（積算上の差額190,000 円）
→積算で計上する費用：114,000 円／基・月

なお、1 か月未満の端日数分については、1 か月を30 日として日割り計算した額（少数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。

（配慮事項）

第6条 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（1）～（8）に配慮することとする。

- (1) 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

(2) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(3) 設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(4) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(5) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(6) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

(アンケート)

第7条 対象工事の受注者は、快適トイレ導入の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

(その他)

第8条

(1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。

(2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

(3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）10月8日から施行する。

この要領は、令和8年（2026年）7月13日以降に公告する工事に適用する。